

岐阜県公報

第 千 九 百 十 五 号
平 成 二 十 年 一 月 二 十 五 日

(金曜日)

目 次

告 示

解除予定保安林とする旨の通知

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

道路の供用開始

美濃加茂都市計画道路事業の変更認可

建築基準法に基づく道路の位置指定

保安林の指定予定

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

政治団体の異動事項の公表

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

資金管理団体の異動事項の公表

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

個人演説会等を開催することができる施設の指定等

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

落札者等に関する公示

県営土地改良事業の変更計画の決定

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
落札者等に関する公示
市街地再開発組合の定款変更認可
開発行為の工事の完了

(建設政策課) 七八
(技術検査課) 七九
(街路公園課) 七九
(建築指導課) 八〇

(治山課)	七〇
(同)	七〇
(道路維持課)	七一
(街路公園課)	七一
(建築指導課)	七一
(飛騨農林事務所)	七二
(選挙管理委員会)	七三
(同)	七四
(同)	七四
(同)	七五
(同)	七六
(同)	七六
(環境生活政策課)	七六
(商業流通課)	七七
(情報産業課)	七八
(農地計画課)	七八

告 示

岐阜県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
山県市富永字洞山二二七七の二（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
関市洞戸小瀬見字尾洞二五〇三の一四から二五〇三の二五まで、二五〇五の七、二五〇五の八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
瑞浪市小田町字大洞一八八九の一、一八八九の三、一八八九の四、一九〇三の二から一九〇三の四まで、土岐町字南山八〇一七の一、字蛇抜八二六二の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年一月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	四百十八号	美濃加茂市山之上町字上藤二八九四番一地从先から加茂郡川辺町下川辺字山楠一三一三番一地从先まで	七六七・〇	平成二〇・一・二五	平成二〇・一・二五

岐阜県告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、美濃加茂都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
美濃加茂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成十五年岐阜県告示第三百四十七号 美濃加茂都市計画道路事業 三・四・十三号西畑正理線、三・四・五号金山太田線及び三・四・十六号国道四十二号線
- 三 事業施行期間
平成十五年五月二十日から
同 二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

岐阜県告示第四十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により公告する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	指 定 日
羽島郡岐南町若宮地三丁目二二八番四	四・〇三	二二・三	岐建築第一三号の一四	平成一九・一〇・五
瑞穂市牛牧字細道一〇七〇番七	五・一五	三三・九五	岐建築第一三号の一五	同 二〇・一〇
羽島郡笠松町北及字狐山一九一四番四	四・二三	三三・五五	岐建築第一三号の一六	同 二〇・一三
羽島郡笠松町米野字野畑一八五番四	五・二三	三三・一〇	岐建築第一三号の一八	同 二〇・一〇

西濃建築事務所

中濃建築事務所

位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
揖斐郡池田町八幡字西宮神一七五四番四	六〇	四〇・五	西建築第八九号の七	平成一九・七・三
揖斐郡大野町大字下礪字藤丸一三〇番八	六〇	九・二六	西建築第八九号の九	同 一〇・二
揖斐郡池田町本郷字北瀬古一七七九番九	六〇	六・七五	西建築第八九号の一〇	同 一〇・二
揖斐郡揖斐川町三輪字大道北二二六〇番七	五〇	三・〇〇	西建築第八九号の一	同 一〇・一
不破郡垂井町字笹原一九六四番一四	五〇	六・五	西建築第八九号の二	同 一〇・七
揖斐郡大野町大字上秋字田中前三一八番四	六〇	七・〇六	西建築第八九号の三	同 一〇・一五
関市下有知字高野田三六四番四	六〇	四・七	中建築第二六号の一六	平成一九・九・三〇
美濃加茂市加茂野町鷹之巣字中落一四三六番四	六〇	五・二五	中建築第二六号の一	同 一〇・一五
関市小瀬字高山一四二番三、一四二五番六及び一四二番三地先法定外公共物(水路)	六〇	四・〇	中建築第二六号の二〇	同 一〇・一七
関市段下一四八番四	四〇	三・六	中建築第二六号の二一	同 一〇・一
加茂郡坂祝町黒岩字林前一四八四番一〇	四〇	六・六	中建築第二六号の二二	同 一〇・六
美濃加茂市加茂野町鷹之巣字辻ヶ鼻一六一七番九	六〇	四・〇〇	中建築第二六号の二三	同 一〇・六
関市小瀬字一ノ門二四三番九の一	六〇	七・七	中建築第二六号の二四	同 一〇・二
関市小瀬字一ノ門二四三番九の一	六〇	三・九	中建築第二六号の二五	同 一〇・二
関市小瀬字南目貫橋二八一四番九	六〇	六・七	中建築第二六号の二六	平成一九・三・七
美濃加茂市川合町四丁目字東畑二三四四番四一	六〇	八・七	中建築第二六号の二七	同 一〇・一六

東濃建築事務所

位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
中津川市手賀野字原五五一番七、五五六番四、五五六番七、五五八番四及び五五一番七地先法定外公共物(水路)	六〇	一三・〇	東建築第三八号の七	平成一九・八・三
中津川市茄子川字津戸井一七五七番五	五〇	二・三	東建築第三八号の八	同 一〇・一
中津川市苗木字沼七六四九番一の一部、七六五一番の一部及び七六四六番の一部	六〇	一四・〇〇	東建築第三八号の九	同 一〇・一
中津川市千旦林字福田二二二番一	四〇	三・九	東建築第三八号の一〇	同 一〇・三

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

高山市国府町字津江字旗洞三三二八の一〇五、三三二八の一〇、三三二八の一〇一、三三二八の一〇三、字キヨノ木三三二九の一、字大沼三三三四の四四、字荷附ば洞三三三五の三三、三三三五の三五、三三三五の四三、三三三五の四九、三三三五の五一、三三三五の五二、三三三五の五四、三三三五の五九、三三三五の八七、三三三五の九一、三三三五の九三、三三三五の九七から三三三五の九九まで

指定の目的

公衆の保健

指定施業要件

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、高山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いた書類に供する。)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部を支部とする政党的名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
磯田じょうじを育てる会	磯田 讓 治	磯田 讓 治	各務原市那加本町45			
うぶすな会	斉藤 雅 英	横川 奎 二	飛騨市神岡町東町954 3			
奥田まさひろ後援会	亀谷 猛	亀谷 猛	土岐市土岐津町土岐口786 5			
兼山千総後援会	後藤 藤 泰	横井 督	土岐市土岐津町土岐口2255 139			
北側の明日を築く会	廣田 光 男	白川 昭 平	飛騨市古川町上気多1231			
暮らしネット	田中 倫 子	倉地 宗兵衛	揖斐郡池田町六之井1880 20			
伸誠会	小谷 伸 一	加藤 潤	高山市丹生川町北方1537			
鈴木美好後援会	虎澤 章 寛	市橋 昌 利	土岐市土岐口北町 3 17			
土川博後援会	河野 實 貴	河野 祐 三	揖斐郡池田町宮地929			
土本忠孝後援会	長谷川 用 吉	大野 國 男	土岐市土岐口中町 4 92 2			
土本知治を育てる会	山本 和 典	林 秀 春	土岐市土岐津町土岐口380			
福岡みつ後援会	奥村 博 信	奥村 博 信	土岐市土岐津町土岐口555 3			

松原まなぶを育てる会	松原 誠	松原 博	揖斐郡池田町草深732
山田勝義後援会	深 萱 洋 勝	吉 本 進	土岐市土岐津町土岐口2253 3
山田正和を育てる会	加 藤 久 典	佐 藤 吉 弘	土岐市土岐津町土岐口309 1

岐阜県選挙権者数調査委員会報告書

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の提出事項の届出書類が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その届出書類を次のとおり提出する。

平成二十一年一月二十日

岐阜県選挙権者数調査委員会
委員長 大 塚 保 幸

政治団体の名称	届出事項	新	旧
自由民主党久々野町支部	会計責任者	元 垣 内 實	大 宮 昌 夫
日本共産党中濃地区委員会	会計責任者	清 水 英 樹	松 本 英 明
赤塚しんご後援会	代 表 者	名 務 勝 美	若 村 弘 弘
岐阜県林業政治連盟	主たる事務所所在地	加茂郡八百津町八百津3806 6	加茂郡八百津町八百津3125 1
くらちゆきこと暮らしネット	会計責任者	久 保 田 光 則	仲 井 正 憲
	主たる事務所所在地	くらちゆきこと暮らしネット 高山市国府町瓜栗497 1	暮らしネット 高山市国府町瓜栗574

桑原統幸後援会	主たる事務所所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
高山市国府町瓜栗574 1	高山市国府町瓜栗497 1	石 川 康 彦	渡 辺 鈴 政	吉 村 久 資	山 田 美 代 子	清水おさむを育てる会
清水おさむを育てる会	清水おさむを育てる会	清 水 治 正	清 水 治 正	野村美穂後援会	成 瀬 正 和	野村美穂後援会
船坂勝美後援会	船坂勝美後援会	名 称	あすなろ会	松野とうしろう育てる会	青 木 富 士 夫	瑞浪市古田はじめ後援会

岐阜県選挙権者数調査委員会報告書

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、政治団体の提出書類が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その届出書類を次のとおり提出する。

平成二十一年一月二十日

岐阜県選挙権者数調査委員会
委員長 大 塚 保 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政 党 の 名 称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
---------	--------	----------	------------	-------	--------------------	------------------------	-----------------------------

桑原敏幸後援会	桑原敏幸	渡辺良一	高山市国府町瓜栗574	平成19年10月30日			
林善雄岩井地区後援会	佐藤義雄	鷲見征三	岐阜市岩井39	平成19年11月30日			
林善雄長良中央後援会	清水 聰	高木一男	岐阜市長良1023	平成19年11月30日			
林善雄長良東部後援会	服部栄一	笠原 定	岐阜市中川原282	平成19年11月30日			
林善雄長良西南部後援会	杉山利夫	北村善久	岐阜市若竹町216	平成19年11月30日			

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
小谷 伸一	岐阜県議会議員	伸誠会	高山市丹生川町北方1537	小谷 伸一

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
桑原 敏幸	桑原敏幸後援会	主たる事務所の所在地 主たる事務所 の所在地	高山市国府町瓜栗497-1 高山市国府町瓜栗574	高山市国府町瓜栗574 高山市国府町瓜栗497-1

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
桑原 敏幸	高山市議会議員	桑原敏幸後援会	高山市国府町瓜栗574	桑原 敏幸

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の名称の変更について、次のとおり報告があったのでその旨を告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称を変更した施設

市町村名	変更後の名称	変更前の名称
下 田 市	下田まきこりセンター多目的活性化ホール	下田まきこりセンター
	下田市馬瀬南部研修センター集会所	馬瀬研修センター大ホール
	下田市馬瀬北部研修センター集会所	北部研修センター多目的ホール
	下田市清流ふれあい会館集会所	清流文化の里清流ふれあい会館シキリージョンホール

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を告示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地

地域密着型特別養護老人ホームせくら
の築あじかり
飛騨市古川町杉富597番地1

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人カルチャークラブえん
- 三 代表者の氏名 北牧 溥盛
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市古市場一〇一番地一五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民・とくに現役を引退した方たちに対して健康で希望の持てる豊かな老後を送るため、自己啓発や生きがいづくりの機会や場、情報を提供するため、自己啓発や生きがいづくりの機会や場、情報を提供するため、及び明るいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年一月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人良縁の会ひまわり

三代表者の氏名 櫻木 徳子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県海津市平田町野寺四一九番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、未婚者や再婚希望者に対して、結婚相手の紹介及び相談、各種イベントの開催、結婚に関する情報の提供などの結婚推進支援に関する事業を行い、幸せな家庭づくりと豊かな人づくりを目標に、少子化対策及び活力ある地域づくりを図り、地域の人口増加に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年一月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年一月十五日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

ベルプラザ大垣

大垣市室村町三丁目七四番地五 外

四 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 九六台

(変更後) 九六台

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年一月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年一月十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

平和堂 瑞穂店

瑞穂市別府六二八番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 田中 完

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 水上 洋

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社平和堂東海 外九者

(変更後) 株式会社平和堂東海 外八者

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 ソフトピアジャパンセンタービル運用システム運用業務
委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成19年11月8日

4 落札者を決定した日 平成19年12月18日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜県岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
西日本電信電話株式会社岐阜支店

支店長 田村 公雄

6 落札金額 41,956,950円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県産業労働部情報産業課

(2) 所在地 岐阜市鞍田南2丁目1番1号

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
まじめ地区	中津川市役所	平成二〇・一一・二五から 二一・二五まで

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九年十一月九日	株式会社北村組	代表取締役 北村 実地子	揖斐郡揖斐川町清水一三番地	特十六六 九五八	建築一式及び造園工事業
平成十九年十一月十三日	西建産業株式会社	代表取締役 宗宮 與裕	揖斐郡揖斐川町雁永一六四番地	特十九二 三〇一	管工事業
平成十九年十一月十四日	有限会社双葉工業	代表取締役 秋良 眞興	高山市江名子町二九八一	般十六八 五〇二二三	土木一式工事業
平成十九年十一月十四日	祥輝工業	松永勝幸	美濃加茂市本郷町三五	般十五五 〇〇三六六	土木一式工事業
平成十九年十一月十四日	大平興業株式会社	代表取締役 森下 充夫	高山市岡本町三丁目二〇六番地	般・特十八 二七六四	建築一式及び管工事業
平成十九年十一月二十日	岐阜藤吉工業株式会社	代表取締役 加藤 鋭吉	岐阜市花沢町二丁目一番地	特十七一 二九	清掃施設工事業
平成十九年十一月二十六日	宮下建築	宮下勝亮	瑞浪市稲津町小里一六四八番地の五	般十七一 〇六九九	建築一式及び大工工事業
平成十九年十一月二十七日	桑建設株式会社	代表取締役 桑盛 夫	高山市天満町四丁目二五	特十七二 七八一	建築一式工事業

平成十九年十一月三十日	平成興産株式会社	代表取締役 役 桐山 善徳	不破郡垂井町 宮代五二三番地	般十四 一 四七八五	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、ほ装及び水道施設工事業
平成十九年十一月三十日	中川建築	中川武男	養老郡養老町 高田六九二番地の一〇	般十四 六 七九六	建築一式工事業
平成十九年十一月三十日	村井建築有限公司	代表取締役 役 村井 正和	可児市下切二〇九三	般十七 一 三二六七	建築一式及び大工工事業
平成十九年十二月三日	東海アクティブ株式会社	代表取締役 役 井川 賢一	本巣郡北方町 高屋白木二丁目四三番地の四	般十七 一 〇〇八一	とび・土工・コンクリート及びほ装工事業
平成十九年十二月十日	飛驒建設株式会社	代表取締役 役 林誠	高山市初田町 三丁目八二番地	特十八 一 四四五	管及び造園工事業
平成十九年十二月十一日	協和開発株式会社	代表取締役 役 松岡 明彦	大垣市鶴見町 一一九番地	般十四 二 〇〇四一	建築一式工事業
平成十九年十二月十三日	丸高産業株式会社	代表取締役 役 高田 秋男	揖斐郡揖斐川町長良五八二一五	般・特十四 二 二二四二	土木一式、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物ほ装、しゅんせつ、塗装、造園及び水道施設工事業
平成十九年十二月二十日	CIVIL LIBI GAWA 有限公司	代表取締役 役 林鉄 也	揖斐郡揖斐川町房島一〇〇四番地	般十六 三 〇〇二〇八	塗装工事業

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称 公共調達システム運用委託業務一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成19年11月9日
 - 4 落札者を決定した日 平成19年12月19日
 - 5 落札者の氏名及び住所 東京都港区赤坂一丁目11番4号赤坂インターシティ
アクセンチュア株式会社
代表取締役社長 雅 近藤
 - 6 落札金額 299,082,000円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県農土整備部技術検査課
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号
- 市街地再開発組合の定款変更認可
- 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更の認可をしたので、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十九条第一項の規定により公示する。
- 平成二十年一月二十五日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 市街地再開発組合の名称
岐阜駅西地区市街地再開発組合
 - 二 事業施行期間
平成元年二月七日から

- 三 平成二十年三月三十一日まで
施行地区
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地
岐阜市吉野町六丁目一四番地
- 五 設立認可の年月日
平成元年二月七日
- 六 変更の内容
事務所の所在地
変更前 岐阜市吉野町六丁目一四番地

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第三四号の一九五〇〇九 平成一九・一一・九	羽島郡笠松町田代字白鬚八五二番一及び八五二番四	道路	登録簿による	大阪市北区大淀中一丁目一番八八号 積水ハウス株式会社 代表取締役 和田 勇
同西建築第五四号の九 同 一九・一〇・一九	安八郡神戸町大字神戸字八幡八六五番一	同	同	大垣市中川町二丁目五七番地一 三興開発株式会社 代表取締役 清水 力
同飛建築第八三号の二 同 一八・一二・二五 同飛建築第九八号の二 同 一九・一一・三〇	飛騨市古川町上気多字大沼七二三番一 外一二筆、七二三番四の一部及び法定 外公共物(水路)	水路	同	飛騨市古川町賣船町六番一三三号 有限会社池田不動産 代表取締役 池田 昭二

七 変更後 岐阜市橋本町二丁目五二番地
変更認可の年月日
平成二十年一月二十五日

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十年一月二十五日印刷
平成二十年一月二十五日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)